

大矢知地区災害対策本部規約

(目的)

第一条 この規約は、大矢知地区に大規模な災害が発生し、若しくは発生が予想される時に、これらの必要な災害情報を整理、統括し、その情報を基に地域住民の災害予防対策及び災害時の被害者への迅速な災害対応、更には避難所での円滑な支援体制を確立するため必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策本部の設置要件)

第二条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長が（以下「本部長」）が設置するものとする。

- (1) 地区に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 地区に避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令されたとき。
- (3) 地区に集中豪雨、その他異常な自然現象、又は特異的な事象により本部長が必要と認めたとき。

(災害対策本部の解散)

第三条 災害対策本部は、本部長が災害の発生するおそれが解消されたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときに解散する。

(設置場所)

第四条 大矢知地区市民センター内の大矢知地区地域団体事務局に設置する。

(構成員)

第五条 災害対策本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長は、地区連合自治会長とし、副本部長は、地区自主防災協議会長とする。
- (2) 本部長及び副本部長が事故等により参集出来ない場合は、本部長には前任の地区連合自治会副会長が、副本部長には前任の地区自主防災協議会副会長が、その職務をそれぞれ代理するものとする。
- (3) 地区自主防災協議会の副会長、書記、会計、会計監査等役員全員が構成員となる。
- (4) 上記構成員で職務の対応が出来ない場合には、大矢知地区連合自治会の顧問、監査等に応援を依頼する事が出来る。

(職務)

第六条 災害対策本部の職務は次の各号に掲げる通りとする。

(1) 本部長は、本部を統括し、副本部長は本部長を補佐する。

(2) 指定避難所開設が必要になった場合、地域の自主防災組織（各町自主防災隊）の避難所開設及び運営に関し、必要な指導、助言、支援を行う。緊急避難所についても同様とする。

なお、先に市災害対策本部が避難所を開設した場合には、避難所運営に対し必要に応じて支援する。

(3) 指定避難所及び緊急避難所と緊密な連絡を基に避難所状況、避難者状況、避難者等から災害状況、被災状況、物資状況等の情報収集を行い、当情報を基に必要な消火、救急・救助等消防活動及び避難所生活に必要な支援物資等を、市災害対策本部大矢知地区分隊に災害支援活動等の要請をする。

(その他)

第七条 この規約に定めるものの他に運用に必要な事項は、本部長が別に定める

附則

この規約は、平成27年10月1日から施行する。